

議案第 73 号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条－第 16 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第 17 条－第 26 条）

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 27 条・第 28 条）

第 5 章 雑則（第 29 条・第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第

1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2） パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務

表によるものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第8条 給与条例第12条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第9条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務
---------	-------------------------	--

		時間」という。) 以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第 1 4 条第 3 項	勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間
第 1 4 条第 4 項	勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

(休日勤務手当)

第 1 0 条 給与条例第 1 5 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 5 条	勤務時間条例第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第 4 条及び 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員について定めら

		れた勤務時間
--	--	--------

(夜間勤務手当)

第 1 1 条 給与条例第 1 6 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第 1 2 条 第 1 5 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条において準用する給与条例第 1 4 条、第 1 0 条において準用する給与条例第 1 5 条及び第 1 1 条において準用する給与条例第 1 6 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 1 3 条 給与条例第 2 0 条から第 2 0 条の 3 までの規定は、任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、1 0 0 分の 1 3 0 を乗じて得た額に、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日以前 6 箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 1 0 0 分の 8 0
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 1 0 0 分の 6 0
- (4) 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0

3 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（特殊勤務手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第47号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 第9条において準用する給与条例第14条、第10条において準用する給与条例第15条及び第11条において準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定

する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

- 第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6

条までの規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第11条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤

務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第22条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」

と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の

勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。ただし、日額支給とする場合の通勤に係る費用弁償の額については、別表第3に定めるところによる。

3 通勤に係る費用弁償の支給日は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

第5章 雑則

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第29条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。この場合において、任命権

者が市長以外の場合は、市長と協議しなければならない。

(委任)

第 3 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	144, 100	194, 000
2	145, 200	195, 800
3	146, 400	197, 600
4	147, 500	199, 400
5	148, 600	200, 900
6	149, 700	202, 700
7	150, 800	204, 500
8	151, 900	206, 300
9	153, 000	207, 900
10	154, 400	209, 700
11	155, 700	211, 500
12	157, 000	213, 300
13	158, 300	214, 700
14	159, 800	216, 500
15	161, 300	218, 200
16	162, 900	220, 000
17	164, 200	221, 700
18	165, 700	223, 400
19	167, 200	225, 000
20	168, 700	226, 600

21	170, 100	228, 000
22	172, 800	229, 700
23	175, 400	231, 300
24	178, 000	232, 900
25	180, 700	234, 000
26	182, 400	235, 500
27	184, 000	236, 900
28	185, 700	238, 200
29	187, 200	239, 500
30	188, 900	240, 700
31	190, 700	241, 700
32	192, 400	242, 900
33	194, 000	244, 200
34	195, 400	245, 300
35	196, 900	246, 500
36	198, 400	247, 800
37	199, 700	248, 700
38	201, 000	250, 100
39	202, 200	251, 500
40	203, 500	252, 900
41	204, 800	254, 300
42	206, 100	255, 700
43	207, 400	257, 100
44	208, 700	258, 400
45	209, 800	259, 600
46	211, 100	260, 900

47	212, 400	262, 300
48	213, 700	263, 600
49	214, 800	264, 700
50	215, 900	265, 800
51	216, 900	267, 100
52	218, 000	268, 400
53	219, 100	269, 400
54	220, 100	270, 500
55	221, 000	271, 800
56	222, 000	273, 100
57	222, 400	274, 000
58	223, 300	275, 000
59	224, 100	275, 900
60	224, 900	277, 000
61	225, 600	278, 100
62	226, 600	279, 100
63	227, 400	280, 000
64	228, 300	281, 000
65	229, 000	281, 500
66	229, 800	282, 400
67	230, 700	283, 100
68	231, 700	284, 000
69	232, 400	285, 000
70	233, 100	285, 800
71	233, 700	286, 600
72	234, 500	287, 400

73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100

99	296, 500
100	296, 900
101	297, 100
102	297, 400
103	297, 800
104	298, 100
105	298, 300
106	298, 600
107	299, 000
108	299, 300
109	299, 500
110	299, 900
111	300, 300
112	300, 600
113	300, 800
114	301, 000
115	301, 300
116	301, 700
117	301, 900
118	302, 100
119	302, 400
120	302, 700
121	303, 100
122	303, 300
123	303, 600
124	303, 900

125		304, 200
-----	--	----------

別表第 2（第 5 条関係）

等級別基準職務表

行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

別表第 3（第 28 条関係）

自動車等の使用距離	日額 (円)	月限度額 (円)
片道2km以上5km未満	100	2, 000
片道5km以上10km未満	200	4, 200
片道10km以上15km未満	340	7, 100
片道15km以上20km未満	480	10, 000
片道20km以上25km未満	610	12, 900
片道25km以上30km未満	750	15, 800
片道30km以上35km未満	890	18, 700
片道35km以上40km未満	1, 030	21, 600
片道40km以上45km未満	1, 160	24, 400

片道45km以上50km未満	1, 250	26, 200
片道50km以上55km未満	1, 330	28, 000
片道55km以上60km未満	1, 420	29, 800
片道60km以上	1, 500	31, 600